

## 感染防止策チェックリスト（利用者向け）

### 利用者が遵守すべき事項

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること

- 体調がよくない場合（37.5度以上の発熱・息苦しさや強いだるさ・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスク着用すること

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

□他の利用者、職員等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話等をしないこと

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

□飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

□利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること

### 【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」（2020年5月4日）
- ・スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（2020年5月14日）
- ・公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（2020年5月14日）
- ・公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）